

令和3年度

事業計画



学校法人 至学館

はじめに	・・・・・・・・・・	1
I 法人としての重点課題		
1. 経営ガバナンスの確立	・・・・・・・・・・	2
2. 財政基盤の確立	・・・・・・・・・・	2
3. 大府キャンパスリノベーション計画	・・・・・・・・・・	3
4. 教職員の職業生活を充実させるための施策	・・・・・・・・・・	4
5. ガバナンスの強化とガバナンス・コードの策定	・・・・・・・・・・	4
6. ステークホルダーに対する説明責任と情報の公開・発信	・・・・・・・・・・	4
7. 教職員の安全管理・健康管理	・・・・・・・・・・	5
8. PCR検査の取組	・・・・・・・・・・	5
9. 高齢者の活躍促進	・・・・・・・・・・	5
10. 事務職員の資質向上促進	・・・・・・・・・・	5
II 至学館大学及び至学館大学短期大学の事業計画		
1. 改組について	・・・・・・・・・・	6
2. 教学運営の重点課題	・・・・・・・・・・	6
3. 研究の促進	・・・・・・・・・・	9
4. 学生支援の強化と充実	・・・・・・・・・・	11
5. 学生募集力の強化・充実と広報活動	・・・・・・・・・・	11
6. 学生の進路支援対策	・・・・・・・・・・	13
7. 施設・設備の整備	・・・・・・・・・・	15
8. 産官学連携の推進	・・・・・・・・・・	15
9. 国際化の推進	・・・・・・・・・・	16
III 至学館高等学校の事業計画		
1. 教育目標	・・・・・・・・・・	17
2. 令和3年度の重点目標	・・・・・・・・・・	17
IV 至学館大学附属幼稚園の事業計画		
1. 教育目標	・・・・・・・・・・	21
2. 教育方針・ねらい及び教育活動	・・・・・・・・・・	21
3. 教育活動上の留意点	・・・・・・・・・・	22
4. 令和3年度の幼稚園の主な事業計画	・・・・・・・・・・	22

はじめに

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、社会活動、経済活動は大きな打撃を受け、教育機関にとっても経験したことのない試練の年となった。

様変わりした学校生活、学費や施設費の減額・返還問題、遠隔授業への新たな取り組みやICT機器環境の整備、学内施設等の感染予防対策など「学園関係者全ての生命の安全と健康を守ることを第一義とし、教育活動に与える被害の最小化を図る。」という基本方針の下に、様々な対策を講じてきた。

こうした中、新型コロナウイルス感染症は、未だに収まるところを知らず、今、必要なことは学園の教職員が総力をあげて知恵と力を結集し、コロナとの共存の時代の「学校の在り方」を追求していくことである。

また、学園の現状の経営は大変厳しい状況にあり、長期化するコロナ感染症への対策と並行して各設置校の事業計画に対する必要な財源や資源の投入については、従来に増してより慎重な判断が必要となっている。

法人部門では、「学校教育法等の一部を改正する法律」が令和2年4月1日より施行されたことに伴い、役員の職務及び責任の明確化、情報公開の充実、中期的な計画の作成が義務付けられ、一層のガバナンス強化が求められている。

また、建学の精神に基づく教育、研究の推進を図り、公共性と信頼性を確保するための規範となる「ガバナンス・コード」を策定し推進して行く。

大学部門では、全国的な四大への進学率の上昇に反して、短大は年々志願者数が減少し、定員割れの傾向が顕著となっている中で、令和4年度新学科（体育科学科）設置に向けた準備を行っている。それに合わせてGPA制度の導入を考えており、今年度具体案の検討に入る。

また今年度においても、定期的なPCR検査を実施することで、学生をはじめ、学園関係者がより安心して学業・職務に邁進出来る環境づくりに努める。

高等学校部門では、IT教育に端を発し、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行という緊急事態に直面し、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育（ICT教育）の重要性が加速してきている中で、今年度入学生から学年進行でiPadを1人1台ずつが利用できる環境を整備し、画像や動画を活用した分かりやすい授業を行うことで、生徒の興味・関心を高め学習に対するモチベーションを高める。

幼稚園部門では、大府市内の幼稚園も生き残りのため軒並み『こども園』にシフトチェンジをしている中で、あらためて大学附属の幼稚園としての役割を確認し、定員割れ対策として満三歳児の受け入れや大学との連携事業も積極的に推進し、質の高い保育・教育を実践していく。

I. 法人としての重点課題

1. 経営ガバナンスの確立

少子高齢化、高度情報化、グローバル化などが進む中で、法人運営をめぐる厳しい社会・経済の情勢に的確に対応しつつ、安定した学校運営を行っていくためには、学校法人の運営に関する各理事の権限と責任に基づき、積極的に対処できるよう管理・運営機能の一層の充実に努め、理事会及び評議員会と教学運営組織が有機的に機能できるように対応し、かつ迅速で的確な意思決定システムの構築に努力する。

【重点課題】（前年度の継続）

- ① 「学校教育法等の一部を改正する法律」が令和元年5月に公布され、令和2年4月から施行された。改正内容には、役員の職務と責任の明確化、経営力の強化、情報公開の充実などが挙げられている。これらを念頭に置いた上で、理事会の各理事の職務分掌に基づいた業務を補佐し、様々な課題に対して主体的・機動的に対処できる体制を築く。
- ② 学校法人の財産状況や理事の業務執行状況など、監事の監査機能の整備・充実に努める。
- ③ 定例の理事会とは別に開催している常勤理事会において、各種情報の共有化を図りながら問題点の改善、戦略的事業方針の立案、各設置校の将来構想計画の立案などを行い、学園を取り巻く環境に迅速に対処していく。
- ④ 各設置校の経理、会計事務、国庫補助金、地方公共団体補助金等の公的資金に関する管理・執行状況について、監事と連携した学内監査体制を強化するとともに監査計画を立案し実施する。
- ⑤ 特に大学運営においては、定期的開催される運営協議会（構成員：副理事長、教学担当理事、副学長、各学部長、研究科長、経営管理局管理職者）並びにUD委員会を柱として、諸問題への対応や情報の共有化、迅速な意思決定を図り、教学組織と事務組織の連携した協働体制を維持し、理事長・学長を補佐する。

2. 財政基盤の確立

学園の財政は平成25年度より改善されてきていたが、令和元年度の基本金組入前当年度収支差額は前年度比-89.9%まで落ち込み、令和2年度は新型コロナウイルスに対する感染症対策やコロナ禍における授業のオンライン化等の対応による支出増もあり、令和2年度補正予算ではマイナスとなっている。今後、各設置校の教育研究施設の建設・改修整備などで必要となる資金の規模を考えると、収支改善の取組みが必要である。

主要な収入である学納金については、平成22年度に入学金の改定（50,000円の減額）及び授業料の改定（40,000円の減額）、平成25年度にこども健康・教育学科の実験実習費の改定（20,000円の増額）を行って以来、改定はしていない。しかし、学納金と同様に主要な収入である補助金収入が減額傾向にあること、教員人件費、職員人件費の増加、消費税率アップによる経費増等による支出増が今後も見込まれるため、今年度に大学及び短大の教育充実費の改定（20,000円の増額）を行う。また、高校、幼稚園においても、他校の改定状況も踏まえて慎重に検討する。

また、各設置校では経費節減の努力がここ数年間に亘って行なわれているが、この取組みによって得られる財政改善は、今後の学園に求められている資金需要の規模に及ばないことも事実である。さらに、昨年度に引き続き新型コロナウイルスに対する感染症対策やコロナ禍における授業のオンライン化等の対応による支出も負担増となる。今後も、より魅力ある学園であり続けるために、常に改革が必要であることはいままでもなく、そのためには財政基盤の強化が必要不可欠である。

教育・研究の目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤を確立し、中長期的な財政計画や将来計画との関連性、適切性を保ち、その体制を維持・継続するための資金を確保するための方策を検討する。

このような状況を踏まえ、各設置校の支出予算は、原則として当該年度の収入予算額を限度として編成する。また、外部資金（各種補助金、受託研究費等）についても積極的な獲得に努める。なお、学内外への説明責任を果たすために、明確性、透明性を確保しながら学校の健全経営を目指して財務諸表における項目ごとの分析と点検・評価を進めていく。

【重点課題】（前年度の継続）

- ① 中期計画に基づいた大府キャンパスリノベーション計画の骨子の作成
- ② 各設置校の学納金をはじめとする各種徴収費用の全面的な見直しと改定、またその時期と金額について検討を行う。
- ③ 収入の拡大を目指して、志願者の安定確保に取り組む。大学の新学科開設に向けた広報活動の合理的・効果的な展開を図る。
- ④ 経常費補助金（一般補助、特別補助）や科学研究費補助金をはじめとして、各種受託事業など外部資金の増額・獲得を積極的に推進していく。
- ⑤ 基金・寄付金事業の企画・検討を行い、募集を推進していく。
- ⑥ 各年度の予算編成にあたっては、収支バランス（収入を超えない支出計画を策定）を考慮して実施する。経常的経費の見直しを行い、経費削減の諸方策に各設置校で取り組む。
例）省エネ設備の導入、各種修繕や機器備品入替時期の検討、外注業務の適正化、受益者負担の徹底など。
- ⑦ 各教育事業等の推進にあつては、計画立案の時点から費用対効果を絶対要件として検証し、実施の可否を慎重に判断する。
- ⑧ 人件費支出については、適正な人員配置を基本方針として中・長期的な採用計画を策定する。
- ⑨ 資産運用及び資金の分散化を図るために、リスクとリターンを考慮したポートフォリオを構築し、運用を行う。
- ⑩ 翌年度繰越収支差額の圧縮と共に、中長期的な施設・設備の取得や改修資金、退職給与引当金の特定預金化の計画を策定し実施する。

3. 大府キャンパスリノベーション計画

大府キャンパスの北側は、大学の顔となるため、旧正門、グリーンハウスを含めた改修計画も視野に入れながら進めていく必要があり、第一弾として旧正門の改修を実施した。令和7年度は本学園創立120周年となるため、そこを目標に1000号館を中心としたリノベーションをめざす。

【重点課題】（前年度の継続）

- 1000号館をどのようにリノベーションするかを具体的に示すことが必要
⇒事務室の拡張（位置変更も含め）…業務を継続しながらの工事を考えれば位置変更有。
具体的にはグリーンハウスを解体し、事務棟を新設。
 - ・教室の改修（2つの教室を1つにしたり、ICT機能の充実を視野に検討）
 - ・書類格納庫の増設 ・トイレの改修、増設
 - ・廊下の大幅改修（傘立て撤去や床のカーペット仕様など）
 - ・食堂の収容人数増への対応策（プラザスペースとの融合など）
 - ・空調設備をどのようにするか（区画ごとに管理しやすくするのか）
 - ・エレベーターの設置は可能か
- 1000号館リノベーションに付随して周辺をどのように改修するかを検討する
 - ・正門からのアプローチの改修
 - ・グリーンハウスの撤去と新社屋建設、老朽化した渡廊下、樹木の撤去によるスペース確保

・バイク、駐輪場のスペース確保と整備

今年度は、上記について教職員でチームを組織し、リノベーションの骨子を作成する。令和4年度以降、原案を基に設計業者と打合せを行い、どこまでの改修が予算内で可能かを擦り合わせて、実現可能な案に修正していく。

4. 教職員の職業生活を充実させるための施策

働き方改革関連法の成立による、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置の基準」に基づき、勤怠システムを導入し、実効性のある労働時間の把握を実践中である。高校・幼稚園については、1年単位の変形労働制を導入し、より効率的な労働時間を追求している。年次有給休暇の5日以上の取得が義務化されたことを受け、就業規則等の規程改正を行い、体制構築（個別指定方式を導入）および確実な運用を実施している。

一方、大学教員については、教育及び研究の充実を図るため、裁量労働制を選択すべく労働組合等との意見交換を実施し、令和3年度からの運用をめざす。

【重点課題】（前年度の継続と新規事業）

- ① 各設置校の労働時間の管理体制の平準化を図ると共に、業務の見直しを継続的に実施し、より効率的かつ充実した労働時間の確保に努める。
- ② 大学教員の裁量労働制導入により、出退勤や有休取得など確実なデータ処理が必要となるため、適宜、現状把握と適正運用を指導する。

5. ガバナンスの強化とガバナンス・コードの策定

「学校教育法等の一部を改正する法律」が令和2年4月1日より施行されたことに伴い、役員職務及び責任の明確化、情報公開の充実、中期的な計画の作成が義務付けられ、一層のガバナンス強化が求められている。

また、建学の精神に基づく教育、研究の推進を図り、公共性と信頼性を確保するための規範となる「ガバナンス・コード」を策定し推進する。

【重点課題】（前年度の継続）

- ① 本学の実状に応じて、公共性と自主性を基本にした自立的な取り組みとして活用できる独自のガバナンス・コードを策定する。
- ② 建学の精神を最重要項目に置き、大学を中心とした中に各設置校の要素を一部取り入れる。

6. ステークホルダーに対する説明責任と情報の公開・発信

開かれた学校運営や社会的な責任の履行が求められている現状に鑑み、各設置校の理念・目的、教育目標とそれに伴う教育・研究活動等について情報公開を積極的に進め、社会から一層の理解と支持を得ることは極めて重要である。また、財務状況等についても広く情報を提供することが社会的責務である。こうしたことから、以下の事項を重点課題とする。

【重点課題】（前年度の継続）

- ① 外部への情報開示
自己点検・評価並びにそれに基づく大学認証評価結果等を、ホームページなどを利用し公開していく。
なお、財政状況等についても従前どおり、ホームページを通じ広く公開を行うと共に、公開内容、時期等に関する検討、工夫を行う。
- ② 教育・研究等の成果の情報発信
各設置校の特色ある教育・研究の成果や学生・生徒等の課外活動等の成果をホームページや広報誌等の活用により、広く社会に情報発信を行う。

7. 教職員の安全管理・健康管理

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）により「ストレスチェック」の実施が義務化されている。本学においても、毎年実施しており、教職員のケアを早期対応が出来るように努めている。こうした状況下、職場内で不安定な精神状態に及ぶケースや障害を抱えるケースなどが散在しつつある事から、症状を訴える職員への適正な対応方法や、罹患後の快復による復職の際の支援プログラムの企画と運営を備える事等が継続的な課題と認識しており、休職規程と一部就業規則の改正等を行い、休職・復職者へ慎重かつ、適切な対応の実効性を高めるための体制を構築している。

また、各種ハラスメント対応として、まずは教職員が各ハラスメントの内容を理解するための研修・勉強会等の充実や、被害者がより相談し易い環境整備の一環として、外部相談窓口との連携強化を図る等、今後も出来る限りの措置を講じブラッシュアップを心掛け、働き甲斐のある職場づくりに努めていく方針である。

さらに昨年度、大学では「至学館大学診療所」を開設し、主にスポーツ系の学生を対象とした怪我等の診察治療を可能とし、学生・教員が安心してスポーツ活動に取り組めるように環境を整えた。今年度以降も同診療所の運用を模索し、有効に活用していく方針である。

【重点課題】（前年度の継続）

精神上の不安定な症状を訴える職員や精神障害に罹患した職員に対する適正な対応の醸成を図っていく事が重要である。一方で、こうした予防の一環として、相談窓口の充実や適材適所の人事配置を定期的の実施する等、風通しのよい職場環境の整備に努めて行く。

8. PCR 検査の取組（新規事業）

本学園では、昨年 10 月より新型コロナウイルス感染症対策の一環として、全学生・教職員及び関係業者様等を対象に、PCR 検査を開始している。令和 3 年度においても、学生をはじめ、学園関係者がより安心して学業・職務に邁進出来る取組を実施する。

また、大府市と相互に連携し、新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した市内の高齢者・障がい者施設、幼児教育保育施設の職員などのうち、保健所の行政検査に該当しない方を対象とした PCR 検査を令和 3 年 3 月より実施しており、今後も産・官・学連携等を視野に入れながら、より有効な活用方法を模索する。

9. 高年齢者の活躍促進

改正高年齢者雇用安定法が、令和 3 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、70 歳までの就業機会を確保するための措置が努力義務となる。働く意欲のある高年齢者の能力を発揮できるよう環境整備に努めていく。

【重点課題】（新規事業）

現行制度においては 65 歳までの雇用確保が義務化されているが、今回の改正内容を含めて検討して行く必要がある。同一労働同一賃金の原則も踏まえて、定年引上げや継続雇用制度について慎重に検討していく。

10. 事務職員の資質向上促進

大学における事務職員の役割が重要となる中で、教職協働を推進していくためにも様々な能力を身に付ける必要がある。これまで実施してきた外部研修、内部研修をはじめ、通信教育や外部資格試験、国際化に向けた TOEIC などへ積極的にチャレンジすることで能力の向上を図る。

【重点課題】（前年度の継続）

- ① 外部研修への職員派遣や職階ごとの階層別研修の実施により、企画・政策力、チャレンジ力、コミュニケーション力等の強化を図る。
- ② 内部研修会を積極的に開催し、個々のプレゼンテーション能力の向上を目指す。

- ③ 業務に関連する公的資格等の取得、専門分野を探究するための通信教育受講、TOEIC ランクアップなど、更なる自己啓発を積極的に推進していく。

Ⅱ. 至学館大学及び至学館大学短期大学部の事業計画

グローバル化や情報社会の進展、少子化や超高齢化の問題等、社会の急速な変化によって、個人にも、社会にも将来の予測が困難な時代となっており、地域社会や産業界では次代を切り拓く人材養成への期待が高まっている。こうした社会情勢の中、大学進学率が一定の停滞状態となり、18歳人口の減少による大学進学者数の減少が問題視され、そして世界各国からの情報が絶え間なく流入する時代に教育・知の拠点である大学は国の垣根を越えた国際化・グローバル化への諸活動など、取り組むべき課題は散見しており、国際社会のニーズをよりの確にとらえた教育内容の充実・提供が必要となる。

本学では、平成29年度に国際大学協会（IAU）による国際化戦略アドバイザーサービス（ISAS2.0）において自己点検・評価を行い、今後の国際化に向けた取り組みについてUD委員会を中心に進めている状況である。

また、平成30年度は大学基準協会による至学館大学の第2期認証評価に対する改善報告書の提出を行い、令和元年度は至学館大学短期大学部においてもその提出を行った。

令和3年度は至学館大学、令和4年度は至学館大学短期大学部の第3期認証評価を控えており、今年度も本学自らが主体的な改革・改善を行い、教育の質向上と更なる充実を図るとともに、これまで培ってきた建学の理念「人間力の涵養」に基づく「教育」が、広く社会の理解と支持を得るように努める。

1. 改組について（新規）

全国的な4年制大学への進学率の上昇に反して、短期大学は年々志願者数が減少し、定員割れの傾向が顕著となっていることに鑑み、本学は令和2年度に、健康科学部に届出により新学科（体育科学科）を新設し、併せて短期大学部を廃止する計画を文部科学省に事前相談を行った。（令和2年6月末）

その結果、新学科（体育科学科）は届出による設置が「可」となり（令和2年8月末）、令和3年4月に届出書類を提出することになっている。

また、短期大学部は令和4年4月から募集を停止する（令和6年3月に廃止予定）。

一方、新学科（体育科学科）の教職課程（中・高一種免（保健体育））についても、教職課程認定審査の確認事項1(1)③に基づき、変更届出書類を文部科学省に提出した（令和2年9月末）が、課程認定委員会による審査の結果、「変更届による変更は【不可】」と判定された（令和2年12月末）。新学科の教職課程は令和3年3月下旬に課程認定申請を行い、文部科学省による事前確認及び課程認定委員会からの指摘事項等に対応する必要がある。課程認定の審査結果は、令和3年12月中旬頃に通知される。

【重点課題】

- ① 新設する体育科学科と既存の健康スポーツ科学科との差別化を明確にする。
 - ② 新学科で取得できる資格課程等を検討する。
 - ③ 新学科における進級制度やコース分け等、教育課程とその運営の具体について検討する。
 - ④ 当面、新学科と健康スポーツ科学科は合同で会議を開き、教員間の共通理解を図る。
- ※ 以上の重点課題の検討は、体育科学科設立準備委員会を設置して行う。

2. 教学運営の重点課題

(1) 教育活動に関する内部質保証について

大学及び短期大学部においては、それぞれのディプロマ（学位授与）、カリキュラム（教育課程

編成・実施)、アドミッション(入学者受入)に係る3つのポリシーに基づいた教育活動の実践状況と成果について、毎年度定期的な自己点検・評価を行うこととしており、令和2年度も実施した。特にアドミッション・ポリシーについては文部科学省からの要請もあり、令和元年度中に改正案を作成し、令和3年度入試から使用している。このような質保証のための改善活動は、今後も継続して行うこととする。(前年度の継続)

自己点検・評価は、「至学館大学の内部質保証を図るための大学運営システム」、及び「至学館大学短期大学の内部質保証を図るための大学運営システム」(内部質保証に関するシステム:PDCAサイクル)の実効を図るために、自己啓発委員会と自己点検・評価実施委員会、及びその下部組織として設置された9つの点検・作業部会が、それぞれ点検・評価を行い、各学科、各種委員会と連携しながら改善案の検討に継続的に取り組むものとする。(前年度の継続)

【重点課題】

① 教育(学修)成果の評価等について

ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)の達成度を測定するために、現在は学生の学修成果に関するアンケート「学修成果に関する自己評価シート」等を実施しているが、思うような結果が得られていない。第3期認証評価においては、学修成果を検証するための指標に基づいた改善・改革への取り組みが求められていることから、令和2年度はルーブリック評価の原案を作成し、学科長を中心に検討を行った。現在、完成には至っていないが、令和3年度から導入できるようにしたい。(前年度から一部継続)

② 卒業時・卒業後の調査の活用

平成28年度8月に実施した、平成26年3月卒業の卒業生を対象とした卒業後の調査(満足度に関する調査)では、概ね良好な回答(詳細は昨年度に記載)が得られた。令和3年度は平成27~29年度卒業生を対象に実施する計画を立てたが、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、遠隔授業等に時間を費やし実施できなかったため、次年度に繰り越す。(継続)

平成30年度から卒業時にアンケートを実施し、令和元年度も実施した。令和2年度は、コロナ禍で実施が危ぶまれるが、毎年度実施の方向で検討中である。(継続)

③ シラバスに沿った授業実施の検証、授業改善アンケート等について

シラバスに沿った授業の実施については、検証方法が確立されていなかった。以前は「授業改善アンケート」の中に「シラバスに沿った授業が行われましたか。」という設問があったが、その後削除した。令和2年度は「授業改善アンケート」を刷新すべく、UD委員会は「授業改善のための基礎調査(評価が高い授業と評価が低い授業のそれぞれ3科目に対する理由を調査)」を実施した。今後、この結果を検証しながら、新しい「授業改善アンケート」を作成し、その中でシラバスに沿った授業実施に関する調査項目を設定する予定である。(継続)

令和3年度は、コロナ禍で遠隔授業を実施せざるを得なくなったことから、遠隔授業検討チームが遠隔授業改善のためのアンケート調査を行い、学生の意見を聞いて教授会で報告、各教員がそれを参考に改善を図ることとしている。(令和3年度特別実施)

本学は、遠隔授業を実施する中で、学内ネットワーク環境を大幅に改善した。それに伴い、オンデマンド、オンライン等の活用を本格化させるため、学習教材の配信や成績などを統合して管理するシステム(LMS(Learning Management System))を導入し、Moodle(ムードル)を利用することが決定している。授業改善アンケートについても、Moodleを活用して実施する方向で検討することとしたい。(新規事業)

④ カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの作成について

ディプロマ・ポリシーをより具体的に実現するという観点から、その整合性と体系性を図るためのカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを作成し、「学部・学科等の教育目標とディプロマ・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシーと各授業科目の到達目標」、「各授業科目の到達目標と評価基準・方法」等の適切性について点検・評価を行うこととしていた。現状でカリキュラム・マップは暫定案が出来ているので、その妥当性と適切性について検証し

ながら点検・評価を継続して行く。カリキュラム・ツリーについては、従来から使用している「履修モデル」が専門教育科目における授業科目間の関係や履修体系を示しており、カリキュラム・ツリーを作成する際に役立つものと考えられることから、「現代教養科目に関する履修モデル」を作成している。(前年度の継続)

⑤ GPA 制度の導入

「厳格な成績評価」を推進するため、自己啓発委員会は GPA 制度を導入する方針を決定した。これを受け、教務委員会が中心となって、各学科と連携しながら GPA 制度の導入について検討を開始した。ただし、GPA 制度の導入には、教務情報システム (LiveCampus) の改修が必要であること、現在、新学科設立の構想が進行中であることを考慮すると、GPA 制度の導入時期は令和 4 年の新学科設立に合わせる事が適当であるとの結論に達し、令和 3 年度は GPA 制度導入の具体案を検討する。(新規事業)

(2) 自己啓発委員会及び自己点検・評価実施委員会について (前年度の継続)

上記(1)で述べた通り、自己啓発委員会、自己点検・評価実施委員会は、継続的に定期的に自己点検・評価を実施して行く。令和 3 年度は第 3 期認証評価 (大学基準協会へ令和 3 年 4 月に提出) を受審する。

令和 2 年度は、9 月末までに作業部会による原案提出、11 月末までに点検・評価報告書の提出が行われた。今後、この報告書をもとに大学基準協会へ提出する点検・評価報告書等を作成し、令和 3 年 4 月に提出する。

(3) FD 活動について (前年度の継続)

「日々の授業改善活動は大学における FD 活動の基本である」という基本認識に立って、教育職員一人ひとりが日々の授業改善を図る。これまでの組織的な活動としては、FD・SD 勉強会 (研修会)、学生による授業改善中間アンケートと、結果に対する学生へのフィードバック、授業公開と同僚教員による授業参観の実施などを行ってきた。令和 2 年度は学生による授業改善中間アンケート (結果に対する学生へのフィードバックは教員が個々に実施) と、授業公開と教員相互の授業参観を行った。FD・SD 研修会は、遠隔授業検討チームによる「遠隔授業に関するアンケート結果の報告」と「遠隔授業の進め方」に関する研修 (9 月) を行った。令和 2 年度には、学生を加えた授業改善アンケートに関するワーキンググループを立ち上げる予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で進捗していない。今後、状況を判断して実施して行く。

(4) 人間力開発センターについて

人間力開発センターは、大学・短期大学部学生の①人間力の向上に係る指導・助言、②人間力の形成を支援するためのシステム化と運用、③大学と地域との連携機能の強化、④事業内容の成果・報告などの情報公開、を主目的に事業を推進している。

【重点課題】

同センターの事業の一つに、平成 29 年度入学生から、現代教養科目「人間力総合演習 (含インターシップ)」【至学館大学健康科学部】・「人間力総合演習」【至学館大学短期大学部】が全学生の必修科目として設定し、令和元年度からは学生の体験時間数等の管理を人間力開発センターが行っている。

本授業科目は、本学が教育目標とする「人間力の形成」の中でも中軸となる授業科目であり、ホームページを活用した教職員・学生・外部活動団体への情報発信及び受信が重要となっている。

同授業科目の周知と学習成果を学生自身が理解できる仕組みとして、令和元年度からは、全学生に「人間力開発ノート」を配付している他、令和 2 年 10 月からは、活動時間数及び学習内容を可視化するために大学のホームページに専用のページを新たに設けた。令和 3 年度も継続し、

全ての新生を対象に同授業のガイダンスを充実させる。(継続事業)

その一方で、令和2年1月からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面方式での体験が実施できない状況が約1年続き、令和2年度は、直接体験型の学習から遠隔方式による体験や附属図書館に設置している「人間力サプリ『一本 YON 読』」コーナーの書籍やDVD等の読書や視聴による間接的な体験が大半を占めた。そのため、令和3年度の授業についても、新型コロナウイルス感染対策を踏まえた上で、直接体験と間接体験の双方が実施できるように計画する。(新規事業)

そのような中、平成29年度の国際大学協会（IAU）による国際化戦略アドバイザーサービス（ISAS2.0）による本学への提言である「地球市民を想定した人間力の形成」に向けた教育活動の推進も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、「2020 東京オリンピック・パラリンピック」のボランティア参加や学内での短期留学体験活動も実施できない状況であった。しかし、今年度は、延期された「2020 東京オリンピック・パラリンピック」や2030年を達成目標とする「SDGs」（2015年9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標であり、国際社会共通の目標）、さらに、急激な気候変動に伴う自然災害等への防災活動等への学生の理解促進と身近な環境下での行動実践を促す事業を計画する。(新規事業)

(5) 大学院について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国の大学では、遠隔方式での授業の実施を余儀なくされた。新型コロナウイルス感染症が収束した後も、遠隔方式での授業を一部取り入れるなど、大学教育におけるオンライン化の流れは継続するものと考えられる。したがって、今後とも遠隔方式での授業を念頭に置き、教育課程を具体的・体系的に展開するための方策を検討することが重要である。さらに、遠隔方式での授業の効果を十分に確保するためには、教員及び学生のICTメディアリテラシーを向上させる必要がある。また、入学者を安定的に確保するための取り組みを行うとともに、大学院としての教育研究環境を整備することは、今後とも不可欠である。以上のことから令和3年度は、以下の重点課題に取り組む。

【重点課題】

- ① 遠隔方式での授業も念頭に置いて、教育課程の具体的・体系的な展開に関する問題点を把握し、今後の教育課程の改革のための知見を得る。(前年度の継続)
- ② 教員及び学生のICTメディアリテラシーを向上させるための具体的な取り組みを検討し実施する。(新規事業)
- ③ 安定的に入学者を確保するための方策を検討するとともに、大学院としての教育研究環境を整備する。(前年度の継続)

3. 研究の促進

研究活動の促進、活性化のために、従前より科学研究費補助金をはじめとする外部資金の活用を促進するための働き掛けを行っているが、未だ十分とはいえない状況にある。科学研究費補助金の活用は、外部資金の導入という観点もさることながら、申請するだけでも、研究活動の質や活性度をはかるバロメーターともいえる。そういった意味でも、引き続き申請件数（採択件数）増加に向けて、学術・研究委員会等を中心にして各教員に働きかけていく。

さらに、社会問題化している各種の研究不正に対する防止策として、関連規程の整備とともに学内の研究者に対する教育研修の機会の提供や監査体制の強化を図っていく。

また、健康科学研究所では、本学の健康科学シーズを探索する支援により本学及び研究所の健康科学研究におけるテーマの独自性の創出を促進すると共に、研究所の次世代育成を意図し、科学的思考を持つ本学志願者を増やし、至っては、研究所の活動に参画・寄与する人材の育成を手掛けていく。

【重点課題】（前年度の継続と新規）

- ① 科学研究費補助金についての申請件数、採択件数の目標を設定し、研究の活性化を図る。
令和2年度は新規獲得2件を含め7名が取得し、令和3年度に向けての申請は8件と前年度より、わずかに減少した。
申請及び採択の件数を上げるため、学術・研究委員会が中心となり、その方策の具体(改善対象の例：学内共同研究費の申請時期の見直し、当該委員が研究代表者又は共同研究者となった際の審査における公平性の確保、採択された申請内容と異なる予算執行が行われたときのモニタリング、研究成果発表の場の創出、科研費申請へとつなげるための当該制度の活用(例：受付時期、申請書の様式))を挙げ、教員相互のモチベーションの創出と維持に繋げたい。
- ② 学術・研究委員会を中心として、教員に対する学内共同研究の促進を図る。
また、令和2年度迄3つのテーマで取り組んでいたが、令和3年度からは「女子アスリートの減量に関するもの」の1テーマに絞り、このテーマを重点的に取り組むこととし、継続して学内共同研究を推進していく。
- ③ 個人研究費及び学科予算並びに実験実習予算の使途や執行状況を調査・分析し、予算額の配分やその執行体制の見直しを図り、研究活動や研究業績の評価に応じて各研究費等の配分に適切に反映させる。
- ④ 教員の研究紀要及び教育紀要への投稿を推進し、充実に努める。
- ⑤ 学外の研究組織との研究連携や技術協力を推進支援する。
この分野に関する本学の規定(学外共同研究規程、受託研究取扱規程)に基づく、学外機関との研究活動に関する相手方との調整、取り決め及び契約等の締結等のフローの支援。加えて、研究成果による知的財産権の取り扱いに関しては、「学外者との共同研究に基づく特許等の取り扱いについて」の基本方針に基づき、混乱や利害トラブルを誘発しない調整や支援にあたる。
- ⑥ 教職員、学生に対して研究倫理教育、コンプライアンス教育の一層の整備・充実に努める。
- ⑦ 健康科学研究所の事業として、今後、研究所の独自性を創出できる研究領域を「可塑性に関する研究」とし、人間の身体機能として変わりうる頂点を目指すアスリートを支援することにより、人間の可塑性についての情報を獲得・蓄積し、現在及び未来のアスリートの支援、一般の人たちの健康的ライフスタイルの構築、社会環境の整備に貢献することを目指す。令和3年度も研究所の方向性を見極める基礎研究期間とし、研究所が目指す健康科学に関する研究テーマ(=「シーズ」)の獲得を推進する。そのための(萌芽的な)研究テーマの研究所内公募(精査の上、採択は1～2件)を実施し、研究費を充てる。(研究費 1,400千円)
- ⑧ 健康科学研究所の事業として新たに情報管理支援を掲げ、アスリートサポートに関する既存の紙ベースの研究データを電子ファイル化し、データベースを築く作業に着手する。
- ⑨ 健康科学研究所の研究に対する取り組みや研究成果を広く世間に示し、一般の方にも知ってもらうために、健康科学研究所年報を一時休刊し、情報誌(リーフレット)を配布できるように準備する。令和2年度に着手予定としていた、協定締結あるいは協力関係にある自治体を通じ健康増進施設利用者の求める情報を収集し情報誌のデザインや構成要件をまとめる活動は、コロナ禍で進捗を滞らせたため、早期に手掛け、については2回の情報誌を刊行したい。
- ⑩ 本学進学を志望する高校生の学力水準を高め、健康科学研究所の研究活動を担う層の創出を意図し、健康科学研究所から高校生に対して、エビデンスに基づいた思考と新たな発想で物事を解決する力を育成するためのプログラムを提供する。令和3年度も、そのプログラム作りと仕組みの構築を手掛ける。(令和3年度に告知、実施時期は未定)
(以上は、前年度の継続。以下は、新規)
- ⑪ 動物実験の管理・運営体制の適正性確保を推進支援する。
動物実験の管理・運営体制の適正性を推進するため第三者評価制度が試行され、本学は2014(平成26)年度にその評価を受けた。この機会から6年が経過し、二回目の検証に備える時機にある。文部科学省や環境省の示す「基本指針」や「基準」に基づく動物実験に係る適正運用を

徹底するため、規程やマニュアル及び運用上の改正事項を、動物実験委員会を中心に監修し、動物実験に係る適正運用の向上を推進する支援を行う。

4. 学生支援の強化と充実

学生が学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるようにするため、「多様な学生の要請に対応し、学習・生活・相談等の支援サービス機能の向上を図り、指導體制の整備と組織的・総合的な学生支援を推進する」ことを基本方針として学生対応を行う。

また、平成 29 年度に経営管理局学務課内に新設したスポーツ振興部門を中心に、スポーツをキーワードとする活動、研究、産官との連携などを推進する。

【重点課題】

- ① 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に伴う障害者への合理的配慮について、現在、私立大学では努力義務とされているが、今後は義務化されることを想定し、本学における一定の対応要領の策定が必要と考えられ、その整備に向けた取り組みを検討する。(前年度の継続)
- ② 課外活動等の活性化を目的に、強化指定クラブ等の取り扱いに関する規程を制定し、部運営の健全化や施設、奨学金、課外活動支援費等の有効な活用に取り組んできた。引き続き、部則の整備や各種規程の有効な運用に取り組み、課外活動の一層の活性化、健全化を図っていく。(前年度の継続)
- ③ 学生の課外活動等においては、選手の主体性を重視し、人格を尊重することで健全なスポーツ活動を展開できるよう努める。また、そういった環境を阻害するような要因がある場合には、速やかに調査し、指導・対応を図っていく。(前年度の継続)
- ④ 昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大は、課外活動においても様々な制約を生むこととなったが、その中でも、日常の感染予防策の徹底はもとより、学内で実施する PCR 検査を活動に応じ適宜活用することで、課外活動によるクラスター発生の抑止に努め、できる限りの活動環境確保を図っていく。
- ⑤ 大学附置研究所である健康科学研究所において、女性アスリートの強化・育成を図るための研究の一環として、アスリートサポートセンターを核として、本学の強化指定クラブに加入する選手やスポーツ特待生を登録させ、各選手個々の健康状況や運動能力に関する基礎データを科学的に管理・分析しながら競技力の向上に繋げていく。そのため、強化指定クラブの運営体制や部則を整理し、健全で効果的な強化対策を図るとともに、現行の課外活動等に関する規程等の見直しを行う。(前年度の継続)
- ⑥ 平成 30 年度末に設立され、本学も加盟する大学スポーツ協会(各大学・競技団体横断の大学スポーツ統括組織 通称ユニバス)による各種取り組みへの協力、機会提供の活用などにより、本学のスポーツ系課外活動の充実の契機としていく。(前年度の継続)

5. 学生募集力の強化・充実と広報活動

入学志願者の増減は、大学経営にとって重大な影響をもたらす。それは単に財政的なものばかりでなく、大学に学ぶ志の高い学生確保の観点からも、大学として総力を挙げて取り組む重要事項である。また、学生募集にとって何よりも重要なことは、「学生の満足度」を高めることであり、これは入試制度と並び受験生の大学選択のバロメーターともなる。

これらの観点に立って社会的評価の向上に繋がるような有効且つ適切な広報活動を引き続き積極的に展開するとともに、本学の学生の受け入れ方針の中で、特に「常に主体的に学び、何事にも積極的にチャレンジしようとする探究心旺盛な人」の確保を目指して、学生募集活動を行う。また、ステークホルダーに対してもより一層の理解と支援を得るために積極的な情報公開と広報活動を展開する。

【重要課題】(前年度の継続)

- ① 市場調査、予測と本学の募集状況分析を確実にを行うために、他大学の状況、高校生の動向、

本学へのアクション等を定期的に集約・分析する。

市場調査として、学年別高等学校卒業生人口と大学・短大進学者人口について、全国と東海4県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）の調査と予測を実施する。他大学の状況調査は、入試ガイドやホームページで公開されている情報を集約し分析し、系統別の状況も調査する。高校生の動向としては、接触者・志願者数が減少している高等学校の抽出と状況調査を行い、高校訪問にて活用し広報活動に役立てる。また、高校生の追跡調査（初回接触状況）を実施する。

② 効果的広報・募集活動の強化を図る。

広報・募集活動を点検し、マーケット予測から将来を見据えた戦略に基づき効果的な活動となるよう企画・立案し、全学的な取り組みとして進める。基礎データとして、市場調査データの他に、資料請求データ及び模試データを活用する。特に、高校生との接触機会となる進学相談会、校内ガイダンス、模擬授業・出前授業への講師派遣、キャンパス見学の受け入れを積極的に実施し、業者の分野別名簿を活用した非接触者へのアプローチも行う。また、情報発信力の強化として、ホームページ（受験生応援サイト）に昨年度急遽立ち上げた Web Open Campus の見直しを行うことに加え、PR できる情報源の発掘を行い、スピード感をもって発信することで充実させる。

さらに令和3年度については、令和4年4月開設予定の新学科の広報活動を既存の健康スポーツ科学科と差別化し、早期から大学案内やホームページ（受験生応援サイト）のみでなく、受験雑誌、ネット媒体を活用し、細目に継続的に行う。（新規事業）

③ 新学科設置を含めた入試制度改革（新規事業）

新学科設置に伴い、受験しやすさや健康スポーツ科学科との併願を狙った入試制度を一部変更し、公正・公平な入学試験を実施する。

また、年度当初から受験しやすさ・併願しやすさを PR するために入試ガイド、募集要項、ホームページで具体的に公表し、高等学校教員対象の説明会で具体的に説明できるよう準備する。

④ コロナ禍における広報・募集活動、入学試験の実施対応

コロナ禍における徹底した感染症対策を令和2年度に実施した内容を検証し、改善した上で OpenCampus、入試相談会、入試対策講座、入学試験の実施を行う。

また、OpenCampus、入試相談会、入試対策講座については、状況によっては予約制とするため、より利便性の高い予約システムを検討し採用し導入する。（新規事業）

⑤ 質の高い学生の受け入れ

基礎学力が担保された学生を多く受け入れるため、昨年度に引き続き、指定校の依頼校と成績基準の見直し、入試問題の難易度・制度（良質）の向上等を行う。

また、受験しやすさを狙った新たな入試制度設計を行う。（新規事業）

⑥ 試験問題のチェック体制の強化

出題・合否判定ミス等防止要領に基づく校正方法とチェック項目の徹底に加え、セキュリティー体制強化と取扱要領と運用の見直しを行う。また、リスク軽減と質の高い問題作成のための外部チェック機関を利用し、問題作成作業の軽減についても検討する。特に、外部チェック機関には、新たに英語を採用することを年度当初に検討し実施する。

⑦ 入学生の追跡調査

募集の観点から、学生の満足度の変化等をつかみ、本学の特徴を実態に基づき把握する。具体的には、入学時における目的意識等を現在実施している新入生アンケートから読み取り、卒業時にどのように変化しているか卒業時アンケートを実施する。アンケートの集計結果から、広報・募集活動に役立てる。

⑧ ネット出願導入準備作業（新規事業）

国公立大学で採用9割近くになったネット出願について、検定料収納代行を含め、令和5年入試から導入できるよう業者選定を行い、導入する準備として、システム改修や導入に向け

た切り替え作業、導入後の出願時における作業手順等を見直し、スムーズに導入できるよう作業内容や工数を洗い出す。

- ⑨ 令和3年度入試は、令和2年度入試より志願者が若干減少した。本学に対する社会的評価は、未だに芳しくなくブランド力が低下した状況から回復傾向にあるものの、まだ回復には時間が必要であると考えられる。

令和3年度の東海4県高校卒業生数は、学校基本調査から前年度より約2.4%（約3,000人）減少する。その中で、大学・短期大学の進学者数は前年度より約2.1%（約1,630人）減少すると予測でき、令和4年度入試は現状よりさらに厳しくなると思われる。

このような状況下で、令和4年度入試については、ブランド力を少しでも回復させるために広報を見直し、信頼を回復するために募集活動をしっかり行うことに注力し、令和3年度入試より少しでも回復できるように努める。但し、入学者数については、入学定員超過率を意識し、入学定員を確保する。特に、大学院、専攻科の入学定員確保を重点事項とする。

6. 学生の進路支援対策

令和元年度卒業生の就職率は、大学は100%（平成30年度実績99.0%）、短期大学部は96.9%（同95.7%）であった。令和2年度についても引き続き同程度の就職率を確保できる見込みである。令和3年度においては、これまでどおり本学の特徴である学生一人ひとりに対するきめ細かい進路指導を徹底し、学生の就職満足度100%を目指して、社会人になるために必要な知識・能力を養成するキャリア教育から実際の就職活動への支援を通して一貫した体制のもとに運営を図る。

政府が経済団体や業界団体に対し、就職・採用選考活動開始時期の遵守、学生の学業への配慮、インターンシップの適切な実施などについて要請を行っているが、最近の企業・団体（以下、「企業等」という。）の採用活動の動向を見ながら企業等の規模や業種等によっても、また、新型コロナウイルス感染症への対応によってもその動向は様々であり、早い段階での情報収集と対策が必要となるため、企業等の動向等の実態を捉える中で学生に必要な情報を与え、進路支援に当たる。

また、学生一人ひとりのキャリア形成の過程で、教育職員と事務職員が連携して様々な教育や支援を行い、卒業時にはしっかりと目標を持ち、どのような職場にも対応できる基礎的な力を身につけ、社会で生き抜く「人間力」を備えた人材の育成を目指す。

加えて新型コロナウイルスへの感染を防止するため、学生進路支援室における進路・就職指導や学生の就職活動を支援する環境整備や情報提供を徹底する。

【重点課題】（①～⑥については、前年度の継続。）

- ① スポーツ系企業等、健康・医療に関わる企業等への就職支援の強化

スポーツ系企業等への就職支援においては、引き続き新たな企業等への求人開拓に努め、求人情報の充実を図る。

特に、長く勤務できる安定した企業等の求人開拓や、学生から要望の多いスポーツ栄養、幼児体育、アスレティッククラブ、スポーツ用品関連メーカー、健康・医療分野などについて、より安定的に経営を行っている企業等の発掘と求人開拓に努める。

また、今年度より募集を開始する予定の「体育科学科」には競技スポーツを専門とする学生が数多く入学することが見込まれるため、アスリートとして競技を継続できる企業等、新学科開設に伴い必要となる進路先を見据えた求人開拓を行う。

加えて、コロナ禍において企業等の経営状況を把握するため各業界団体の動向を精査する等情報収集活動を強化する。

② 男子学生への進路指導及び求人開拓

今年度においても個々の学生の進路希望や悩みなどの把握に努め、求人開拓及び関係強化に積極的に努める。来年度以降は男子学生数の増加が見込まれるため、これまで男子学生が就職している企業等との連携を更に図り、併せて新たな企業等の求人開拓に力を入れる。

また、企業等の採用活動における動向を捉えるとともに、企業等との連携を図る中で大手・準大手企業等にも挑戦出来るよう指導・アドバイス及び就職に有利な資格取得の対策にも力を入れていく。

さらに、公務員を目指す学生に対し低学年次から情報提供を行い、公務員試験対策講座の開講等を通じて筆記試験対策を講じていく。また、警察・消防職を希望する場合は面接試験が可否に大きく関係してくることから面接指導にも力を注いでいく。

特に、コロナ禍を契機にWEB試験の実施等の動向が見られる。このため、各自治体、警察、地方公共団体等との関係強化を図り情報収集を強化する。

③ 教職支援室・教職課程委員会との連携強化

教員養成においては、平成25年度より学内に設置した教職支援室との連携によって学生の相談・指導体制を強化している。令和2年度においては現役合格者13名で前年度とほぼ同数であった（前年度14名）。卒業生の合格者数は9名（前年度実績22名）が確認できている。今後も引き続き、教職支援室と学生進路支援室相互の情報提供及び情報共有、各種事業の運営等において連携・強化を図り、教員採用試験の合格者を増やしていく。具体的には、教員採用試験合格者の多くが受講する教員採用試験対策講座の開講（継続）や模擬試験の実施、近隣の教育委員会の採用担当者を招いた教員採用試験説明会の開催等を実施していく。

また、教職課程委員会と連携を図り「中女・至学館出身の教員の会（出身教員の会）」を開催し、教員を目指す学生に対しての意識の高揚に繋げる。

④ 低学年の学生への進路指導

低学年次生に対しては企業等の採用活動における動向を捉え、また、企業等との連携を図る中で低学年次において準備すべき点などについての情報提供を行う。特に企業等を受験する学生に対し、企業等が行う採用を前提とした短期のインターンシップやそれに続き行われる早期採用試験等の情報提供を行う。

さらに、新学科開設に伴い低学年次生の就業観の育成に係るインターンシップ等の情報に対する需要増加を見据えた情報収集を行う。

教員・公務員志望者には、採用試験への準備や自己分析・企業研究などの必要性を伝えていく。令和3年度はWEB利用の就職活動に対応すべく、従来の就職活動準備に加え、WEB環境を整備することについても取り上げた小規模ガイダンスを行う。

また、企業説明会やインターンシップ説明会等への参加促進においては、引き続き「求人情報検索システム（求人NAVI）」を活用し、職業観・就業観を養い、能動的な進路選択・就職活動を促す。

さらに、企業等が求めるグローバル人材やコロナ禍において進展するリモートワーク等、働き方改革に対応できる人材の需要に応えるため、必要とされる知識・技術を習得するための情報提供等の充実を図る。

⑤ 「求人情報検索システム（求人NAVI）」の有効的な活用

「求人情報検索システム（求人NAVI）」の機能を最大限に活用し、学生へ求人情報やセミナー情報等を提供し、就職活動の支援を行う。特に低学年次生に対しては新型コロナウイルス感染症の流行によってWEB利用の就職活動が主流となっていることを周知し、企業等の採用活動における動向を捉え、また、企業等との連携を図る中で低学年次において準備すべき点などについての情報提供を行う。

また、コロナ禍において対面でのガイダンス等の情報提供機会が減少する中、「求人情報検索システム（求人NAVI）」を情報提供に加え、就職準備活動支援ツールとしての充実を図る。

- ⑥ 「三重県と至学館大学及び至学館大学短期大学部との就職支援に関する協定書」（平成30年2月6日締結）に基づく、三重県へのU・Iターン就職の促進を図るための取り組みを、三重県及び経済団体等と連携し構築する。

7. 施設・設備の整備

「学生の修学活動に必要な教育環境の整備を優先して管理・運営を行うこと」を方針とし、様々な教育・研究設備や機器等を整備するとともに、学生が安全に快適な環境の中で教育を受けられるよう、恒常的に整備を進めている。

耐震工事について、3ヶ年計画により、対象建物全てについて、令和元年度に完了に至っている。今年度以降は引き続き、老朽施設、設備の改修、修繕について計画的に実施していくと共に、研究設備・教育設備についてもより充実を図っていく。

【重点課題】（前年度の継続と新規事業）

- ① 老朽施設の改修、修繕については、緊急性、重要性を吟味し、優先度の高い個所から着手していく。今年度については、1000号館・グリーンハウスの全面改修について、具体的に検討をスタートさせる。
- ② 昨今の温暖化による気温上昇からの学生保護の観点から、体育館等のエアコン完備を順じ着手していく必要がある。
- ③ 学生の就学環境の充実についても、重要性、費用対効果を吟味し、優先度の高い個所から着手していく。

なお、大学及び短期大学部における令和3年度の大規模事業計画（重要事業及び総事業費3,000千円以上のもの）は、以下のとおりである。

<大府キャンパス>（新規事業）

- | | | | | |
|--------|--------------------------|--------------|-----------|-----------|
| ④ 研究設備 | ワイヤレス筋電図計測システム・床反力計測システム | （総事業費 | 14,248千円） | |
| ⑤ | 8000号館（SSC）トイレ改修 | （総事業費 | 5,000千円） | |
| ⑥ | 5000号館 | 北面全面のサッシ取付工事 | （総事業費 | 10,000千円） |

8. 産官学連携の推進

教育理念「人間力の形成」の下、「地域に根ざし、市民から信頼される大学を目指して、教育・研究や地域貢献活動を推進し、地域社会との連携・協力を図る。」ことを基本方針とする。また、産・学・官等との連携にあたっては、「国、各地方自治体、学校、地域の研究機関、民間企業、NPOや市民団体と共同して多様な社会活動を行い、産学官民等の連携を推進すること」を基本方針とし、社会貢献・地域交流の組織的・総合的な取り組みを推進する。

【重要課題】（前年度の継続）

- ① 大府市をはじめ愛知県、名古屋市教育委員会、知多市、刈谷市、岐阜県中津川市、及び三重県との包括協定に基づき、ウイズコロナの時代に対応した連携と内容の充実を図る。
- なお、令和3年度は、豊明市の開講する「大学市民講座」への協力（対応：法人附置研究所のコミュニケーション研究所）を足掛かりに、市側のニーズの把握や他の自治体と本学の協定内容を紹介し、連携の具体を模索・発掘できるよう努める。
- ② 愛知県内をはじめとした大学との包括協定を模索し、大学間の連携を推進する。
- ③ 本学の特色である「スポーツ栄養」分野をはじめとした女子アスリートサポートにおいて、企業との産学連携協定を積極的に締結し、事業の推進を図る。
- ④ 本学の各種連携事業などの広報展開を行う上で、ホームページの掲載内容の充実を図る。
- ⑤ 大府市との「選挙啓発に関する協定」に基づき、大府市選挙管理委員会と連携・協力のうえ、

主権者教育の推進を図る。

- ⑥ 本学の社会連携・社会貢献事業に関する実施記録の整備を行い、各種事業の適切性を検証する。
- ⑦ 国、各地方自治体、学校、地域の研究機関、民間企業、さらにはNPOや市民団体と共同して、多様な社会活動を進め、産官民学の連携を推進する。
- ⑧ 地域への積極的な貢献のため、学内の教育・研究施設を有機的に組織化し、その活用を図るとともに、生涯学習の充実、地域環境改善、地域産業の活性化に寄与する。
- ⑨ 地域への図書館開放など、図書館サービスの拡充を図る。平成30年度よりe-bookを新たに導入した。
- ⑩ 公開講座、公開授業（オープンクラス）などの開放講座の充実、リカレント教育体制の整備、自治体主催の公開講座への参画など、地域社会からの生涯学習の要望に積極的に寄与するための体制を整備する。
- ⑪ 大学の保有するシーズや研究テーマ・成果などを、Webを利用し、地域社会に積極的に広報し、地域貢献を図る。また、英語版ホームページの更なる内容の充実を図っていく。

9. 国際化の推進

本学の国際化を更に推進させるべく、国際大学協会（IAU: International Association of Universities）による「国際化戦略アドバイザーサービス（ISAS 2.0: Internationalization Strategy Advisory Service）にて認証を受けた「Shigakkan University Internationalization Plan」に基づき、学内体制の整備・強化をはじめ、海外に向けた情報発信及び学内外における本学学生の学び・体験の場の創出などの内容充実に取り組む。

【重要課題】

- ① 国際化推進委員会の活動促進（前年度の継続）
「Shigakkan University Internationalization Plan」の具現化に向けて、本学の国際化推進委員会を中心に継続して取り組む。
- ② 学生及び教職員のための語学学習や海外安全教育の充実（前年度の継続と発展）
コミュニケーションツールとして、学生、及び教職員の語学（英語）能力向上を図るため、学内でのTOEIC® Listening & Reading Test（国際コミュニケーション英語能力テストの団体特別受験）の実施、オンラインを活用した研修会や国際交流イベントの開催等を行う。
また、前年度はコロナ禍で開催を見送った学生対象の海外安全セミナーについて、オンラインでの実施も視野に入れて開催に取り組む。
- ③ 学生向け海外短期研修プログラムの実施（過年度からの継続と発展）
前年度はコロナ禍で中止となった本学学生対象の海外短期研修について、社会情勢をみながら企画を検討し、実施に向けた取り組みを行う。
- ④ 英語による情報発信の強化（前年度の継続）
ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用し、英語による本学のトピックス情報等の発信・更新に取り組む。
- ⑤ 海外提携校の開拓（前年度の継続）
学生の短期留学の機会を増やすことを目的に、海外での新たな提携校の開拓を行う。
- ⑥ SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み（新規）
本学の教育理念「人間力の形成」のもとで、一人でも多くの地球市民を育てることを目的に、SDGs（持続可能な開発目標）に関連したイベント等の企画・実施に取り組む。

Ⅲ. 至学館高等学校の事業計画

1. 教育目標

平成 17 年度男女共学校への移行から 17 年目を迎える。私立学校法の改正に伴い、高等教育機関のみならず、中等教育においても事業計画の策定が求められており、更なる教育の質の向上をめざして、本校でも事業計画を策定する。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行・罹患を最小限に止めるため、本校でもマスク・手洗いの指導、消毒の徹底を行い、更に自主的に学級閉鎖を行うなどの対策を講じてきた。いつ、誰もが陽性者となってもおかしくない状況にあつて、本校生徒、教職員ならびにその家族で重篤な症状を伴う陽性者が発生しなかったのは、教員のきめ細やかな生徒指導と迅速な消毒作業、ならびに大学における早期 PCR 検査が功を奏したものと分析している。

しかしながら 2 度に亘る緊急事態宣言の発令により、休校、学校行事の日程変更や規模縮小、自宅学習日を設けながら、オンライン学習の取組、一方では部活動を自粛するなど今までに経験したことがない対応が求められた。

本年度は、生徒・教職員の健康・安心・安全を確保することを最優先にしながら、ICT 教育などを活用し新たな学習環境の構築と安定した運営を重点とする。

また、大学入学共通テストの第 1 回が本年 1 月に実施され、「資料を読み解き、知識や情報を活用する力」が求められるようになり、大きな転換期を迎えた。この傾向は、単に大学入学共通テストを受験する生徒のみならず、進学するすべての生徒に影響を及ぼすものであることから、確実な学力の定着と共に進路指導にも注意を払っていきたい。

更に、国の就学支援金制度ならびに愛知県の授業料軽減補助金が拡充された結果、令和 2 年度から年収 720 万円未満程度の世帯については、実質授業料が無償化され、私立学校への進学がしやすくなってきている。その中で、本校の生徒募集については、中学卒業生数が近年で最も減少した年であるにもかかわらず、受験者数、合格者数共に予想を大幅に上回る結果となった。

このよう重要な時期を迎えて、「より確かな教育力を育む」ために、次の教育目標を掲げる。

① 「基礎学力の確認」から真の学力（受験学力を含む）の育成

中学までに学んだ内容の確認と、その上に構築される学力を如何に伸ばすか、特に大学受験に特化したアドバンスコースを中心に、生徒が希望する進路実現を如何に果たすか本校が直面する最も重要な課題と捉え、全教員で一丸となって取り組む。

② 「夢追人」の実現

一人ひとりが抱いている「夢」を丁寧に拾い上げ、どうしたらそれが叶うかについて、共に考え、その道筋を具体的に示していきたい。「放任」でも「おんぶに抱っこ」でもなく、必要な時に必要な指導を施すこと、その蓄積が大きな開花を生む。その確信を持って大胆かつ繊細な教育を構築する。

2. 令和 3 年度の重点目標

【教育活動において】

生徒一人ひとりの確かな学力を伸ばすために、学習指導要領の改訂を視野に入れながら、着実な教育活動を展開していきたい。

また、民法改正により令和 4 年からは、満 18 歳に到達すれば高校在籍中でも成人として扱われることとなる。そのために「大人」として必要となる消費者教育をはじめ、国民の義務と権利を、授業を通して学習させる。

① ICT 教育の推進

IT 教育に端を発し、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行という緊急事態に直面し、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育（ICT 教育）の重要性は、日に日に加速してきている。本校では、令和 3 年度入学生から学年進行

で iPad を 1 人 1 台ずつが利用できる環境を整備し、画像や動画を活用した分かりやすい授業を行うことで、生徒の興味・関心を高め学習に対するモチベーションを高める。また教員からの一方通行の授業ではなく、タブレットを使っての主体的・協同的な授業を通して生徒の学習に対するモチベーションが高まることを期待している。

一方、ICT 機器に苦手意識を持つ教員もいるので、丁寧なガイダンスや研修を行うことで、円滑な導入を図っていく。

② 学力の更なる向上（前年度の継続）

難関校を受験する生徒がいる一方で、中学生として学んでおくべき基礎学力が不足している生徒もおり、ますます学力の差が広がっている。更に本校の特色であるコースの多様性が相まって、指導の難しさも増幅してきている。

入学時には、中学校における学習の習熟度を測り、日々の学習を積み重ねながら、確かな学力の定着を図っていく。

③ 高大接続型の新しい入試制度への対応

「大学入試改革」では、これまで以上に多面的・総合的に能力を評価する入試への転換が掲げられている。具体的には、学力の 3 要素と呼ばれる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を入試でバランスよく評価することが求められている。これまでの大学入試では、長年「知識・技能」の評価に重きを置いたテストが実施されてきたが、令和 3 年度以降の入試では、知識を前提にそれを活用する「思考力・判断力・表現力」を一層重視した評価をするために、センター試験を廃止し、共通テストへ移行した。

しかしながら、例えば、昨年度まで注目されていた e-Portfolio については、導入そのものが不確定なものになってきているなど、制度自身も現在進行形となっていることも否めない。そこで、大学入試センターからの発表を注視しながら、私立大学を含めた幅広い進路指導を展開していく。

安易な進路選択で妥協するのではなく、1 年次から少しずつ積み上げ、校外ガイダンスや進学先のオープンキャンパス等に積極的に参加させることで「できないことができる」、「できることは更にのびる」よう指導を行う。

更に、「何をどこで学ぶのか、何ができるのか」というキャリアデザインが希薄な傾向も見受けられるので、進路指導部、学年集団が一体となって指導にあたっていきたい。

④ 留学コースについて

留学コースは、1 年次の 1 月から 1 年間ニュージーランドへ留学し、3 年間で卒業するという特色を持ったコースであり、毎年安定した生徒数を確保し、また英語を活かしたキャリア教育を展開し、堅実な進路確保を進めてきている。

しかしながら、ニュージーランドは新型コロナウイルス感染症対策として、国を閉じていることから、少なくとも本年 5 月までは、渡航ができない状況となっている。他校においては、カナダ、フィリピンなど英語圏へ出発させているケースはあるが、現地における生徒の安全を十分に確保できるとは言い難い状況にある。そこで、本校は、時期及び期間を変更しても、世界有数のコロナ対策効果を上げているニュージーランドへの留学を行うものとし、留学できない期間中は、日本国内でマンツーマンのオンライン英会話、TT のよる少人数 Listening&Speaking、立命館大学国際関係学部との高大連携プログラムなどできるだけ英語教育、国際理解教育を展開していく。

また、逆に留学生の受け入れプログラムについても、選考が終了した段階で延期となっているので、ニュージーランド・日本間の渡航が再開され次第、実施する予定である。

⑤ 部活動等の健全化促進（前年度の継続）

令和2年度は、インターハイ、夏の甲子園大会をはじめ東海大会、県大会、地区大会の多くが中止され、令和3年度においても、いつ新型コロナウイルス感染症の影響が出るかわからない状況にある。

その中で、部活動本来の目的である体力や技能の向上を図る以外にも生徒間の好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、より充実させていきたい。

人格を尊重し、健全な部活動を展開できるよう努める中で、過度な活動時間や、いじめなどといった問題が発生しないように、速やかに調査し、指導・対応を図っていく。

⑥ 退学・転学の減少を図る（前年度の継続）

保護者が通信制・単位制高校への転学に抵抗感が薄れ、普通高校の全日制に通っていることの意味、意義を理解できていない側面があることも否めないが、転学・退学生徒を減らすためにも、遅刻・欠席など日々の生活行動にもより細かく目を配り、小さな変化を掴むことで、生徒に寄り添い、充実した高校生活を送られるよう努力を重ねる。

⑦ 生徒募集について

ネット出願を実施する学校が徐々に増加して、中学校の理解も深まってきている。名古屋市内で2,000名を超える受験数を有するほとんどの学校で導入され、本校も令和3年度入試からは、中学校毎にWeb上で試験結果が照会できるようになった。

幸い、本年度も受験者が増加し、学則定員を上回る新入生を確保することができたが、施設・設備とのバランスを考えなければならない状況も迫ってきている。

これは、国及び県の授業料補助が拡充されたことで私立学校へ進学しやすくなったことは、一つの要因であろうと分析している。その一方で、特待生制度の存在意義が低下しており、現制度では他校との競争力の低下は否めない。よって、教育機関として節度を守りながら、新たな特待生制度あるいは奨学金制度の検討を開始する。

⑧ 新科目「公共」創設への対応（前年度の継続と発展）

昭和53年学習指導要領改訂により社会科に「現代社会」（低学年共通必修科目4単位）が創設され、平成元年には、社会科が「地理歴史科」と「公民科」に再編成、令和4年には「現代社会」が「公共」（選択必修科目2単位）に変更される予定となっている。

これは、平成18年の教育基本法改正により「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」こと、更に同法第14条で「政治的教養の尊重」が再確認されたことや、平成28年6月施行の公職選挙法改正により18歳選挙権が法制化されたことで、主権者教育の実践のみならず「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成するという明確な目的が示されたものである。

本校では、すでに公民の授業や、総合科目「人間」、LHRなどの授業時間を横断的に展開し、適切な副教材を使用しながら、実践的な学習活動を展開している。また主権者教育を積極的に進めるため、生徒会主催による模擬投票の実施などを行っているが、教科としての「公共」導入に向けての準備検討を進めていく。

【その他】

平成29年4月に労働時間の適正な把握が義務付けられ、これを機に高校内では「働き方を検討する代議員会」を設置し、教員の働き方に関する検討を開始している。

これをもとに令和元年7月からは、教員の勤務体制を年間変形労働時間制に移行し、併せて勤怠管理をシステム導入と共に一元化した。

しかしながら、工場などの生産ラインとは異なり、教育という場で時間・労務管理とどのよ

うに調整していくか課題も多く、話し合いを重ねながら教員の健全な労働環境を構築できるよう検討と実施をめざす。

① いじめ、ハラスメントなどリスクマネジメントの強化（前年度の継続）

自然災害や交通事故といった学校を取り巻く要因のみならず、SNSなどのコミュニケーションツールの拡充や、複雑化した家庭環境など、心身共に健やかな成長を阻害する要因が多々存在している。これは、単に生徒のみならず、教職員にも共通した問題であり、ややもすると教職員のコミュニケーションが希薄になることで心因性のストレスが生じる危険性を孕んでいる。

そこで、「チーム至学館」の教育活動に従事する者として、円滑な人間関係を堅持しながら、厳しい中にも「楽しい（FUN）」を感じることができる労働環境を醸成する。

そのためには、労働安全衛生法に基づき実施するストレスチェックなどを有効利用して、個々が抱える問題をいち早く解決することや、個人を狙った集中攻撃や、自分の感情を抑えきれずにおこす問題行動など「自分がされて嫌なことは絶対に人にはしない」ということの徹底、日常会話における相手への思いやりの大切さなどの啓蒙活動を行っていく。

② 職員室の IT 化（前年度の継続）

教員が使用するコンピュータは、ハード面の整備を完了した。教務ソフト（スクールマスター）が本格稼働となり、職員会議資料なども事前に配信し、ペーパーレス化も進んでいるので、働き方改革を視野に入れた取り組みを更に進めていく。

【主な大型予算計画】（新規事業）

令和3年度における施設・設備の改修・修繕事業については、次のとおり計画している。

① ICT教育の推進（総事業費 8,845千円）

年次計画で、生徒は1年生より入学時に個別にiPadを個人購入し、ICT教育の推進を図る。このために教員用として100台をリース契約で準備し、貸与する。

また、教室においては電子黒板の補充を計画的に実施し、本年度は15台をリース契約で準備する。

② コロナ対策費（総事業費10,784千円）

新型コロナウイルス感染症については、15歳以上がワクチン接種を実施し、集団免疫ができるまで、まだ相当の時間がかかるものと思われる。令和2年度の実績を踏まえ、エタノールなどの衛生消耗品や必要に応じて消毒を委託する費用を計上する。

また、令和2年度からの継続として、特別教室等に設置されている換気扇のうち、使用不能となっているものを交換し、換気機能を向上させることで感染症予防を促進する。

③ 管理系空調設備取替工事（総事業費 27,280千円）

3年計画で、管理系の空調設備更新を実施する。本年度は昭和52年から使用している冷房装置、ガスボイラーを安全確保のために取替る。なお、EHPに切り替えるため、幹線動力電源工事費用を含む。

④ 休憩室の設置（総事業費 4,994千円）

喫煙室として利用していたスペースが空いたため、教職員の福利厚生事業の一環として休憩室を設置する。

⑤ 中型バスのリース契約満了に伴う大型バスへの切り換え（総事業費 6,135千円）

硬式野球部員の増加により送迎しきれなくなっていることと、現在使用している中型バスの契約が11月で終了することから、大型バスに切り替える。なお、この変更に伴う純増額は2,967千円となる。

IV. 至学館大学附属幼稚園の事業計画

幼児期を豊かに過ごせるようにすることは、私たちの最も大切な役割です。そして、その豊かな人間関係の中で子どもたち一人ひとりが大切にされ、生活と発達が保障されることは大きな課題であるといえます。

また、『幼児期の生活の中心は遊びである』と言われるように子ども達は興味関心を持って自発的、意欲的に遊びに関わり自信や達成感を感じ成長します。子ども達が考え、知恵を出し合い、豊かな活動が展開できるよう保護者の願いにこたえられるような教育づくりを考えていくことが私たちの使命です。

大府市内の幼稚園も生き残りのため軒並み『こども園』にシフトチェンジをしています。親のニーズに応えることや保育者の働き方改革のための考え方だとも言えますが、私たちは子どもを常に保護者と園の中心に置き、質の高い保育・教育を考えなければいけません。今回、事業計画を作成するにあたり、これらのことを念頭に置き保護者や地域の願いに応え『子どもたちの、安全で豊かな成長や発達にとって必要な課題、及び幼稚園教育の果たす役割は何か』を更に検討し、それを実践する教員の資質の向上を図り、教育力の充実・向上に努めていきたいと考えます。

私たちの幼稚園教育の歴史の中で創り上げてきた教育の財産を守り、より発展させていくために次の点をふまえて教育活動を展開します。

については、令和3年度も引き続き教育活動と事業計画を以下のとおり定めます。

1. 教育目標

どの子ども幸せをめざして、幼年期に育てられる人間力『やる気の力、元気の力、思いやりの力、感じる力、考える力』を醸成する。

〔教育内容と特色〕

子どもは、愛情と教育により無限に成長していきます。保護者と幼稚園の教員が力を合わせ「どの子ども幸せ」になるように子どもたちの人間力を醸成する。

人間力『やる気の力、元気の力、思いやりの力、感じる力、考える力』を育てるために、次の教育を推進する。

- 丈夫な身体で なかまと遊べる子に（元気の力・思いやりの力の醸成）
 - リズム感を身につけ、健康な身体をつくります。
 - 友達の大切さがわかる体験をします。
- 豊かな感性を育み 創造力のある子に（感じる力の醸成）
 - 原体験を大切に、探究心や好奇心を豊かにします。
 - 夢を持ち、表現する力を身につけます。
- 自分のことが自分でできる 自立した子に（やる気の力・考える力の醸成）
 - 成長の過程で、必要な生活習慣を身につけます。
 - 自分の頭で考える力をつけます。（考える力の醸成）
- 友達や先生の話聞き 考えることのできる子に（考える力の醸成・聞く教育の推進）
 - 周りの人の話を聞き、理解する力をつけます。
 - 自分の気持ちを言葉で伝えられるようにします。

2. 教育方針・ねらい及び教育活動

前記のねらいを達成するために、次の活動をカリキュラム作成の柱とする。

- ① 楽しく身体を動かす活動
- ② 仲間とともにできる活動
- ③ 子どもたちの「遊び」に発展する活動
- ④ 良い文化に触れる活動

- ⑤ 原体験を大切に活動
- ⑥ 感じたことを表現する活動

教育活動の構造として次の3点に分類する。

- (1) 基盤となる活動
 - ① より良い生活習慣の確立（食事・排泄・衣服の着脱・生活マナーの獲得）
 - ② 初歩的な集団作り（グループ・当番活動・異年齢交流）
 - ③ 自由遊び（好きな遊びを、仲間とつくり出す活動）
- (2) 総合活動

園生活の中心となり集団的に取り組み、成長の節となるような活動・話し合い活動・プロジェクト活動などとする。

（砂遊び 集団遊び 竹馬 合宿 運動会 あきまつり 劇の会 卒園・進級の取り組みなども含む）
- (3) 課業

幼児期に必要な認識、情操、表現力などを楽しみながら確かな力として獲得させていく教育課程

 - ①体育リズム ②絵画造形 ③英語活動 ④木工 ⑤歌・楽器 ⑥自然（散歩・飼育・栽培）
 - ⑦調理（食育） ⑧数・量・形（それぞれの認識） ⑨ことば・文字（聞くこと・話すこと・読むこと・書くこと） ⑩絵本

3. 教育活動上の留意点

教育活動の構造を具体的に実践していくために、次の点に留意する。

- (1) 子どもたちにとって必要な生活習慣を身につけさせる。
- (2) 子どもたちの自主性・集団性を伸ばし、遊びを定着させ、さらに発展させる。
- (3) 異年齢との交流の中で年長児にあこがれる年中・年少児の姿を大切にし、自然に小さい子の世話ができる年長児を展望する。
- (4) 課業は、楽しみながら確かな力がつけられるように工夫し、指導する。
- (5) 園だより・学年だより・クラス通信等で父母への園の活動に対する理解と連絡、協力を進める。
- (6) 園児や父母、地域の方々との連携を大切にしていねいな対応を心がける。
- (7) 至学館大学健康科学部健康スポーツ科学科、栄養科学科、こども健康・教育学科及び短期大学部体育学科と連携し教育と研究のつながり、及びボランティア活動を通じ大学生との交流を進める。
- (8) 就園前の幼児と保護者の豊かな親子関係をサポートするために、2歳児教室(わいわいランド・びよびよランド・園庭開放)を行う。

以上の活動をすすめるために、教員がマンネリに陥らず、常に生き生きと実践できるように、園内外の研究・研修活動を多様にかつ積極的にを行う。

4. 令和3年度 幼稚園の主な事業計画

(1) 学校評価への取組み（前年度の継続）

教育目標「人間力の醸成」を実現するため、重点教育目標の中から各年齢より5項目を選び評価項目とする。1年間の取組み及び成果を教員と学校評価委員で行う。令和3年度の評価項目は、以下の5項目とする。（年長は6項目）

- ① 子どもが明日も来なくなる楽しい幼稚園にする。（やる気力の醸成）
- ② すすんであいさつができる子を育てる。（元気な力・思いやりの力の醸成）

- ③ 丈夫な身体でなかまと遊べる子に育てる。 (元気な力・思いやりの力の醸成)
 - ④ 豊かな感性を育み創造力のある子に育てる。 (感じる力・考える力の醸成)
 - ⑤ 先生や友だちの話を聞き、話す力を高める。 (考える力・感じる力の醸成)
 - ⑥ 課題にあきらめない心で頑張る子を育てる。 *年長のみ (考える力の醸成)
- 上記のことを踏まえ、各学年で教育活動を組み立てる。

(2) コミュニティアワーを活かした縦割り保育の充実 (新規事業)

近年、子どもを取り巻く家庭環境の変化は著しく、少子化、核家族化、孤立化が進行し、異年齢で遊ぶ機会も失われ希薄になってきている。その現状を兼ねてから懸念し、附属幼稚園では意識的に異年齢(縦割り)の活動を行ってきた。しかしながら保育者が物事を行う段階や手順をまとめないと、伝え合いや遊びが成立しない状況になってきている。子どもたちが主体的に取り組むことのできる『コミュニティアワー』の時間を充実させる。

(3) 附属幼稚園独自の2歳児教室 (前年度継続及び一部新規事業)

2歳児教室は、内閣府が『子ども・子育て支援新制度』において、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度である。附属幼稚園でも必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し取り組みを進めている。

これまでも附属幼稚園では、入園前の子どもを対象に子育て支援の一環として2歳児教室を行っている。その教室では、保護者の支援(親の役割としての子育て)と子どもの教育(集団の場で行う子育て)を見極め『共育(教育)』の視点も合わせ積極的に行っている。今年度はさらに進展し1日保育を実施する。

(4) 預かるだけではない先を見据えた満3歳児保育 (新規事業)

文科省は、幼稚園では満3歳以上の子どもに対して教育は、教師の適切な環境構成の下、幼児同士の集団的なかかわりなど、家庭ではできない多様な体験を通し主体性や社会性を育むことを体系的かつ組織的に行うとある。

附属幼稚園では、8年間継続してきた2歳児教室の経験や知識を活かし、満3歳児教室を『共育』を基本として行う。また、預かることを中心にした保育ではなく、就学直前の年長までの教育活動に見通しをもてる独自のカリキュラムを作成し活動を進める。

(5) 幼稚園とつながることが出来るブログの配信 (新規事業)

令和2年3月の緊急事態宣言の最中に、保護者や子どもたちとの繋がりを保とうとブログを開設した。その後のブログに対する保護者アンケートの自由記述にも、自由登園期間中でも家庭で子どもと幼稚園の話ができ良かった等の記載があったり、保護者の不安を軽減できたことが読み取れた。その取り組みについては、園長が日本保育学会で『コロナ禍における保護者との連携 一心の安定を大切にしたいかかわりー (R3・5)』を報告する予定である。

コロナ禍の取り組みであったが、今後も各学年から保育活動を紹介し、附属幼稚園の在り方も伝えていく。また、家庭での『お家時間』を楽しめるような工作やクッキング、遊びの紹介等も発信する。

(6) 全ての子どもたちを対象にした英語活動の取り組み (前年度の継続)

昨年まで行ってきた至学館大学との共同研究を終えた。

今後も附属幼稚園独自の英語教育を確立させ、継続してきた『音・図・体』も兼ね合わせ英語活動を計画していく。また、クリスマスパーティーやハロウィン等の季節行事だけではなく英語担当と担任が協議し楽しみながら英語にふれることを中心に考えていく。それに加え、子どもたちが積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度も育て

ていく。

(7) 人間力醸成のため「聞く・話す教育」の推進（前年度の継続）

今年度も引き続き、園児の聞く・話す力の育成を行う。日々行っている発表活動から成果がみられるが更に実践を深める。

令和3年度も様々な機会子どもたちが自信を持って発表をできる機会を作ることと、毎日繰り返し行っている朝の会の当番発表で、どの子ども人前で話す機会を積極的に作る。

(8) 子どもを元気にする行事の企画と実施（前年度の継続）

新型コロナウイルス感染症の収束は不透明であるが、教職員で行事の在り方や企画に運営などを協議し、自由参観、園長合宿（園外）、年中合宿（園内）運動会、あきまつり、もちつき、劇の会等の諸行事は、その時の状況に合わせて柔軟に対応する。

(9) ちびっこレスリング教室やサッカー教室などクラブ活動の充実（前年度の継続）

平成28年よりちびっこレスリング教室やサッカー教室も実施している。かねてから保護者の要望が多かった体操教室も実施でき好評である。

従来行っている至学館大学の学生と提携しているのびのびクラブを更に充実させ運動好きな子どもの育成を心掛ける。

(10) 園児募集での幼稚園見学・園庭開放、そして地域への本園の方針と活動の発信（前年度の継続）

令和元年10月から『幼児教育・保育の無償化』が開始され、保護者の経済的負担が軽減された。また、一般企業の参入により就労の有無に関係なく、子どもを預ける家庭もでてきている。

大府市内には保育園が30園あり、これに加え私立幼稚園と認定こども園ができた。大府市は保育園を民間に委託し始めたことで近年一般企業が参入し、幼児教育を中心に置くのではなく、預かることを中心にした園が増えた。保護者も共働き世帯が増え、保育の質よりもサービスを重視している傾向があり、保育所志向になっている。

こうした中で本園が選ばれるためには、まずは、本園の教育活動を知ってもらわなくてはいけない。その為に今まで行ってきた幼稚園見学会や園庭開放、そして公開保育を今後も積極的に進める。また、ブログなども活用し園の活動や教育を発信していく。

以上のとおり本園は、幼児が初等教育を受ける歳になるまでの預かり期間として存在するのではなく、保護者と地域と一緒にあって幼児教育を活力ある形で推進していく能動的な機関として在りたいと願っている。

附属幼稚園の教育・保育活動の大系化を図り、地域及び社会へ幼児教育情報の発信拠点としてまた、開かれた幼稚園として地域活動に貢献できるよう教職員が一丸となってこれらを推進していく。